

## 第2回 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会・構成案に対する主な意見（未定稿）

- 本人支援、家族支援、地域支援の後に「移行支援」が出てくるが、移行支援は、気づきの段階からの支援と同時に、本人支援の一つである。ライフステージなどを見通したときなどは、機関連携のうちの横の連携、縦の連携の両方必要な部分である。移行支援が別途出てくるのは違和感がある。
- 本人支援の内容については、保育等保育指針や幼稚園教育要領に合わせる必要がある。今後の移行支援、いろいろな連携を考えると、共通言語を持つということが必要である。
- 「併行通園先との連携」とあるが、保育所や幼稚園に通っていない子、通園を中心の子もいるので、「幼稚園や保育所等との連携」という形に変更して欲しい。
- 発達支援に関わる今までの歴史と内容に触れていただきたい。
- 国際的にも、乳幼児期の発達の中で、遊びを通した学びというものが重要になってきている。インクルージョン又は障害の有無に関わらず、遊びを通した学びが必要である。遊びをベースにして5領域の中でどういった支援を行っていくのかということが考えられるべき。実際の児童発達支援の現場において、遊びというものをどこまで中心に出すことが有効になってくるのか、議論の一つになるのではないか。
- 「言葉・コミュニケーション」と書いてあるが、「言語・コミュニケーション」という言葉の方が合うのではないか。
- 移行支援に関してどう考えていくべきか、議論した方が良いのではないか。障害のある子が健常児か、幼稚園・保育園か児童発達支援かという二元論などではなく、不登校、引きこもり、非行という子ども達を家族共々支えていく役割が発生している。幼稚園、保育所に行くだけが移行支援なのか、移行支援の目的はどこにあるのか。
- 子育て支援との整合性が必要である。移行支援というのが、主たる事業所が児童発達支援センターで、そこから地域に移行するような逆の話になっていくのではないかという捉え方もできてしまう。
- 移行支援について、アメリカでは水平と垂直の二つの概念がある。水平は同時期に、保育所とか児童発達支援センターとか、併行通園も含めて同時期に複数の所を利用する場合にその機関間で移行を支えていくことであり、垂直は、小学校に上がるなどステージが変わる場合と思うが、この移行支援ではどこを扱っているのか。
- 平成26年の障害児支援のあり方に関する検討会報告書では、保育所や幼稚園の一般施策を児童発達支援センターや事業がバックアップ、後方支援するとしている。
- 日々通園し、その時期に家族が子どもを理解し、母親同士のつながりを持ち、幼児期に培った人間関係を基に、子どもと共に生きていくとい

うことが大事な視点である。児童発達支援センター等では、親御さんたちや地域とつないだりとか、いろいろな形で資源を伝えたりということもあるので、必ずしも幼稚園へ押し出すのがメインストリームではない。子ども達が生きていくための1つの仕組み、資源としての児童発達支援センターでもあり、毎日通う所があっても1つの選択肢として必要である。

- 一般的に児童発達支援センターや事業での支援の出口が学校までということは、様々な形で全国的傾向である。子どもの支援の必要度に応じて、きちんとアセスメントをやっていくことが必要である。
- 児童発達支援は、今後どこへ向かうのかということ認識していないとガイドラインは作れない。
- 児童発達支援センター、事業はすごい伸びで、今後も続くはずである。必要な人が必要なときに限定に使い、また、移行していかない限り、事業所をどんどん作っていかねばならないという状況に懸念がある。
- 水平方向・垂直方向のエコマップのようなガイドラインを作れないか。医療的ケア児に関しては、垂直方向が医療、学校との連携、水平方向では子ども・子育て支援制度との連携がエコマップ的に整理されたものがあると良い。
- 幼稚園、保育所に移行する、一般施策でやるという中身の最終的な目的、理念はどこにあるのか。障害のある子ども達が地域社会でどのように生きる方が良いのかというようなビジョンも含めて教えてほしい。
- 子どもの時から地域でということ、児童発達支援センターや事業は、専門的見地から一般施策の後押しをするという考え方である。もちろん、障害の重い方やいろいろな条件によっては、長期にわたって児童発達支援センターや事業を利用していくことを含めてである。
- 子ども・子育て支援事業とどういう関係で市町村が動いていくかを見越したガイドラインにする必要がある。理念だけでは都合良く解釈されてしまう可能性があるため、細かい状況に対応したガイドラインにする必要がある。
- 小児慢性特定疾病児童の支援事業と、都道府県と政令都市、中核都市において、相談支援と自立支援員の配置が必須となったので、それを併せて盛り込んで欲しい。「支援に当たっての配慮事項」は、難病だけでなく、慢性疾病も入れてほしい。配慮が必要な内容についてはたくさん書いてあるが、細かく書きすぎることによって、施設側が子どもを選び、利用を断ることのないよう、表現に工夫をして欲しい。
- いろいろなケースがあるので、どんなパターンでも受け入れてもらえるような広い体制のものが重症児には必要である。
- 障害児支援の在り方に関する検討会で基本的な理念は既に議論されているので、このガイドラインでは、具体的な方向性と児童発達支援としての役割を議論することが必要である。一般施策と考えられる子ども・子育て支援制度との整合性と関係性が必要である。
- 子ども・子育て支援、保育所等訪問支援などの関連事業についても述べておく必要がある。それと児童発達支援事業の役割も入れておいた方が良い。
- 重症心身障害の子どもは幼稚園、保育所に通うことは少なく、児童発達支援で時間を過ごし、その場で育つ時間が多くなる。数は少ないが、地域によっては一般の保育所でも、看護師等が揃っていて、重症の子も受け入れてくれるところもある。児童発達支援で相談のサポートをした

り、保育所などに対し受け入れの働きかけをして欲しい。

- 訪問看護などの地域資源とコラボレーションしながら、いろいろな在り方があっていいと思う。
- 受入先の開拓や理解も含めて地域を変えていかないといけないと、児童発達支援センターだけで対応することは困難である。
- 関係機関との連携については、水平・垂直の形で考えていく方が整理しやすいし、どのように連携していくのかが見えやすくなる。
- 児童福祉若しくは児童家庭センターとの連携を書き加えることも必要である。
- 児童発達自体が子ども達を囲い込む形ではなく、障害のある子どもも地域で当たり前生きていくための支援をする場ということで、移行支援はとても大事である。ただ、慎重に進めていかないと、児童発達を一生懸命にしている側は、私たちはだめなのかなと間違えて捉えてしまう。子ども達が地域で当たり前生きていくために児童発達があるということをしっかりガイドラインでわかるようにして、皆さんに理解してもらいたい。
- 要保護家庭で虐待を受けた子ども達の中かなりの割合で障害児がいるので、児童相談所や要保護児童対策協議会との連携も視野に入れることが大事である。
- 視覚障害に、他の障害を重ね合わせた障害を有する方も非常に多いが、福祉施策が行き渡らないこともあり、他の児童発達支援事業所や医療機関など、いろいろな所との連携が非常に大切である。また、地域支援や移行支援、関係機関との連携でも、いろいろな子どもがいるということでガイドラインを作成して欲しい。
- 遊びと生活が児童発達支援においては一番重要なポイントである。保育所保育指針の5項目に、プラスアルファとして、障害の配慮、特性に合わせて、子ども達がどれだけ十分に満足して自発的に動けるかという視点で落とし込むことができるのではないかと。また、養護をどうするかというのもポイントになるのではないかと。
- 生活面、運動面、視覚的認知等、一定の動作、言葉、コミュニケーション、対人、社会性、行動、集団参加とした方が、支援計画の中に取り込みやすく、アセスメントもでき、支援方法が確立出来るのではないかと。
- 遊びや感覚運動については環境の中に入るのではないかと。保育所に移行支援したときにどう扱うかということ考えずにカテゴリーを分けてみたらどうか。
- 特別支援学校で教える内容は、基本的に幼稚園や小中高等学校と同じである。足りない部分は自立活動として外付けのもので足して整えている。また、教えるべき内容と実際に教えるときの方法は組み立てが違う。遊びの指導や日常生活の指導は、教えるべき内容を幾つか摘まんできてセットする作りになっている。
- 幼稚園や保育所などのように「遊び」や「生活」の言葉を入れるか、又は、実際に指導する時にもっと別の言い方で支援計画の中で実現するかという方法がある。

- 障害のある子どもを幼稚園や保育所や認定子ども園で、どこかでうまく支援しているかという差が非常に大きく、それを想定しながら、内容を整理していくことも必要である。
- 発達支援のみを受けている子どもと、幼稚園や保育所と一緒に支援を受けている子どもとでは、児童発達支援で学ぶべきものが違うのではないかと。
- 児童発達支援の内容は、子どもの発達という視点と障害特性の両方が必要である。障害特性に配慮し、それをどう実現するかが大事である。
- 重症心身障害を持つ子ども達のことを考えると、保育所保育指針にあるような生命の保持に入ってくるような内容が大事である。
- 発達障害のあるお子さん立ちの場合は、被虐待のリスクなどもあるので、別途書き足す必要がある。
- 障害があっても遊びの中で子ども達は育っていく。その遊びをどう作り上げていくか、細かく発達に合った遊びの中で達成感や楽しみを作っていくかは専門性がある。障害のある子どもと同じ子どもとして、遊びや生活の中で、この時期の一定期間としても、子どもが過ごす環境であるので、これも大事に考えていく必要がある。